

質問事項

質問事項のご回答は7月7日（木）までに、聴覚障害者制度改革推進中央本部宛て、メールアドレス（info@jfd.or.jp）もしくはFAX（03-3267-3445）までお願い致します。

1. 「情報・コミュニケーション法（仮称）」の制定について

我が国では、2014年2月19日に国内でも効力が発効した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」では、すべての人のために不可欠な権利としてアクセシビリティの保障とICT(Information and Communication Technology、情報コミュニケーション技術)の利活用を位置づけています（第2条「コミュニケーション」、第9条「アクセシビリティ」、第21条「情報へのアクセス」など）。

また、障害者総合支援法付帯決議にも同様の趣旨が盛り込まれていますが、その趣旨を踏まえた整備はわが国では行われておりません。

私たちは障害者の社会参加（医療、福祉、教育、司法、就労、放送・通信など）に必要な合理的配慮の一環として情報アクセスやコミュニケーション手段を保障するため、省庁に横断的に関わる事項につき統括する立場にある内閣府に、視覚、聴覚、言語の機能障害その他の障害のため「情報アクセス・コミュニケーション保障」の法制化を検討する検討会を立ち上げるとともに、立ち上げの際は情報アクセスに障害がある聴覚障害当事者団体に委員を委嘱するよう要望しています。

「情報・コミュニケーション法（仮称）」に対するご見解をお聞かせください。

障害には、聴覚障害、視覚障害、知的障害等の障害があると思いますが、その障害にあった適切な支援が必要だと思います。障害によってどんなサポートがあれば、社会で自立できるのか、その「機会の平等」を実現する上で「情報・コミュニケーション法」は、解決の一步になるでしょう。そのためには障害のある方に委員になっていただき、その声を反映する必要があると思います。

2. 「手話言語法（仮称）」の制定について

音や音声を聴き取ることが困難な聴覚障害者は、外見からは聞こえる人と何ら変わらないことから、なかなかバリア・障壁の存在や配慮の方法について理解されにくい面があります。学校や職場においても、口話・筆談だけのコミュニケーションでは、1対1の場面（面接等）でも自分の思いを十分に伝えることが出来ず、1対複数の場面（朝礼・会議・研修・資格取得等）ではなおさらです。私たちは手話言語によるコミュニケーションが必要です。

現在、私たちは、手話を獲得していない聴覚障害児・者も含めすべての人が手話を学び、「いつでも、どこでも、どんな時でも、どんな内容でも」自由に手話が使え社会環境が作られることを目指して、「手話言語法（仮称）」の必要性を訴えています。

今年（2016年）、手話言語法を求める意見書が全1,788自治体で採択され、手話言語条例を制定した自治体は47自治体と増加しつつあり、全国市長会や全国都道府県議長会においては、手話言語法を求める決議が採択され、6月8日には、248自治体が加盟する「手話言語条例市区長会」が発足しました。

「手話言語法（仮称）」に対するご見解をお聞かせください。

手話が法律で言語と認められることは大きな意義があると思います。この法律を根拠に、聴覚障害を持つ子供たちの手話言語の獲得&習得の環境や聴者が手話を習得する環境の整備できれば、手話の普及とともに社会での情報保障やコミュニケーション保障が一層進むと思います。また一般社会における地域主権や職場などにおける社会的制度的障壁・制約を越えて、聴覚障害者の方が必要なコミュニケーションができるように、また、障害を理由にして不当差別や合理的配慮欠如などが生じたりすることのないようになど、総合的サポートが保障されれば、障害者の方が社会で気兼ねなく生活ができ、社会で活躍する機会が広がると考えます。

3. 「身体障害者福祉法の聴覚障害認定基準を国際的なレベルに変更することに関する貴党の見解をお伺いします。

現行身体障害者福祉法の認定基準は大正年代に定められた労働法の就業不可能なレベルを以て算定根拠としており、国際的基準（500Hz～4kHzで両耳平均聴力41dB以上）からみても日本の定める障害の基準（500Hz～2kHzで両耳平均聴力70dB以上）は聴覚障害者の生活実態から大きく乖離しています。

その結果、我が国の聴覚障害の身体障害者手帳保持者は人口比0.3%（34万人）で、世界保健機関の報告数字人口比5.3%と著しくかけ離れています。また、幼少期、学齢期の言語獲得時にある幼児・児童・生徒の聴覚補償は将来の社会を背負って立つ人材育成という観点からも重要な問題であり、この問題の重要性を認識した地方自治体では、身体障害者福祉法の障害認定にとらわれず、学齢期に達した軽・中等度難聴児への補聴器交付や補聴援助システム機器の貸与等を条例により実施するところが増加しています。

急速な高齢社会の到来は、聞こえの障害を自覚しない高齢難聴者の著しい増加をもたらしており、これら高齢難聴者を福祉サービスの対象とすることも社会の重要な課題です。このような実情を踏まえて、身体障害者福祉法別表の聴覚障害認定基準を早急に国際基準に合うよう改定する必要があると考えます。

障害を持つ方々が、社会で活躍するための「機会の平等」を実現するためにも、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの視点から、聴覚障害認定基準を社会モデルでのレベルに変更することに「賛成」致します。身体障害者福祉法など日本における障害基準がWHO国際基準に比べて低く設定されている原因のひとつとして財政的な課題があるとしたら、その解決には、「生活保護」の基準などを含めて、本来サポートを受けるべき方が誰なのか、全体を見直しながらより効率的なセーフティネットの仕組みづくりに着手しなければならないのではないのでしょうか。また障害者総合支援法と年金法の障害のランク付けに乖離などが生じたりしていることと重複の手続きなど非効率さもみられるため、障害のランク受けについて各法の整合性などの再検証や再整備も必要ではないかと考えます。

4. 「盲ろう」という固有の障害について

日本では、身体障害者福祉法にもとづく視覚障害と聴覚障害の両方の障害の等級が認定されれば、「盲ろう者」として扱われています。平成24年度の厚労省の「盲ろう者に関する実態調査」では約1万4千人いることが明らかになっています。盲ろう者には、コミュニケーション・情報取得・移動の3つの困難が合わさった固有の障害があります。

一昨年の1月に批准された障害者権利条約第24条第3項（C）には、「盲聾者」が教育の分野で明確に位置づけられています。しかし、わが国の教育において「重複障害」のひとつとして括られているため、盲ろう児・者の特性に応じたきめ細かな教育が充分なされておらず、就労を含めた自立と社会参加がきわめて困難な状況に置かれています。障害者権利条約に批准した日本政府として、教育のみならずあらゆる分野において、「盲ろう」を独自の障害種別として位置づけ、支援施策の一層の充実を図るべきだと思いますが、ご見解をお聞かせください。

一概に「盲ろう」と言いましても、「盲」の方が後から聴覚障害になった場合と「聴覚障害」が後になって「盲」の障害の重複を伴った場合、コミュニケーション方法がまったく異なる実態があります。さらに他の障害を併せ持つ重複障害の方もおられます。障害種別ごとを眺めてみますと、情報コミュニケーションや生活文化による集団社会を形成されている側面があることから、「盲ろう」を独自の障害種別と位置づけるとともに情報コミュニケーションの集団文化や当事者からの社会的ニーズの把握や検証に十分な留意を払う必要があると思います。同時に、「ろう重複障害」の中から「盲ろう」を独立させていくかどうか、「ろう重複障害」の位置づけも明らかにする必要があります。ゆえに障害をしっかりと把握したうえで、当事者団体等のアドバイスを受けながら、個別に必要なサポートを行うべきと考えます。障害を持つ方々の思いというのは、本人でなければ理解できないものだと思います。特に、「盲ろう」という二つの障害を持つ方や、さらに聴覚障害に加えて知的障害あるいは精神障害を持つ方もいます。これを十羽ひとからげのように同じ障害者として、同じ施設支援を行ってしまったら大変なことになると思います。どのような障害を持って

生活しているのか実態を丁寧に把握したうえで、障害者団体のアドバイスを受けながら、個別の必要なサポートを行うべきと考えます。

5. 手話通訳制度における資格について

国内すべての地方議会が手話言語法の制定を求める意見書を提出するなど、ろうあ者が手話で自由に生活する環境を求める認識が広がっています。

ろうあ者が手話で自由に生活できる環境は、きこえる人が手話通訳者を通してろうあ者と自由に話せる環境でもあり、ろうあ者、きこえる人双方が自由にコミュニケーションの取れる共生社会の象徴です。共生社会の実現に寄与する手話通訳者の資質には、自由なコミュニケーションを保障できる技能と守秘義務などの高い倫理性が求められます。

手話通訳者の資質を担保するためには、その資格を法的な規制が伴う「国家資格」とすることが必要だと考えますが、ご意見をお聞かせください。

手話通訳制度における資格制度の法的整備化への実現にはかかるべきです。たとえば介護福祉士が職業として社会に認められているように、手話通訳の資格制度も法的に認めるべきと考えます。それによって障害者が社会でサポートを受ける機会が増えることは大変良いことだと考えます。また手話通訳の資格を得ることで介護福祉士と同じような位置づけとなれば、資格取得を希望する人も増えるでしょう。そのために手話通訳士の資格制度を法律で定め、それを育成し、実務経験年数の導入も含めて成熟された仕組みづくりをはかるべきであり、一般大学にも学科として新設できるように押し進めていくことが必要と考えます。

6. 手話通訳者の身分保障について

聴覚障害者の社会参加（権利保障）場面において情報・コミュニケーション保障を担う手話通訳者の雇用状況は、正規雇用 16.3%（306人）、非正規雇用 83.5%（1,565人）（2015年全通研調べ）と聴覚障害者の権利を保障する業務内容の重さに比して劣悪であり、改善が必要と考えます。

聴覚障害者の社会参加の一翼を担う手話通訳者が期限付きの非常勤では継続した責任ある支援が望めません。

専門職として手話通訳者の正規職員雇用の必要性について、ご見解をお聞かせください。

手話通訳制度が実現し資格を取っても、職業として身分が保障されなければ生活として成り立たせることは厳しいでしょう。長続きもしません。手話通訳者の正規雇用を実現するためには、行政のみならず企業・民間においても仕事として支えることができる仕組みづくりが必要です。それを支えるための仕組みは、現在、大変難しい状況もありますが国の補助金制度だけでなく、企業など民間レベルにおいて率先して基金造成などができるようにする仕掛け（消費税や法人税などの減税など）も必要と考えております。

7. その他

聴覚障害者福祉施策について、特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

幸福実現党は、「障害を持つ方々が幅広く社会参加できるよう支援し、社会に貢献する生きがい、喜びを感じられる社会を実現したい」と考えています。宗教政党の立場から、どんな障害がある方でも「人間は等しく神仏の子としての可能性を宿している」との認識を持っています。障害を持つ方が、社会で活躍し輝く人生を歩めるようにサポートすることは政治の務めだと考えます。まずは障害を持たれた方がどんなことで困っているのか、実際に生の声を聞くことから始めて参ります。

ご協力ありがとうございました。

政党名	幸福実現党	ご氏名（記入者）	政務調査会 佐々木勝浩
-----	-------	----------	-------------